

有明圏域障がい者基幹相談支援センターを開所しました

障がいのある方々が、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、各所相談や情報提供などの支援を行う総合的な窓口として、「有明圏域障がい者基幹相談支援センターあーる」を、令和7年4月1日に開所しました。

相談支援専門員や社会福祉士等の資格を持った専門職が、地域の相談支援機関や障がいのある方、ご家族からの様々な相談に応じます。

【事業内容】

- ・総合的・専門的な相談支援に関する業務
- ・地域の相談支援体制強化の取組に関する業務
- ・権利擁護及び虐待の防止に関する業務
- ・地域移行・地域定着促進の取組に関する業務
- ・地域生活支援拠点等コーディネーターの取りまとめに関する業務
- ・地域における障がい者及び障がい児への支援体制の整備に関する業務

【取り組むこと】

- ・様々な障がいに係る相談について初期相談に対応します。
- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援を行います。
- ・権利擁護では本人の思いに寄り添い、専門機関とも連携し支援します。
- ・虐待防止に向けた取組（普及啓発等）を推進します。
- ・施設や病院等から、「地域で暮らしたい」という方々を支援します。
- ・有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会を通じて、地域のネットワークづくりをすすめます。また、地域の様々な課題に取り組みます。

場所 玉名市岩崎47-1 地域福祉交流館 FindingR内 TEL 0968-57-7287

繁殖期の野鳥保護 及び指導取締強化月間について

春は野鳥の繁殖期です。巣立ちしたヒナが地面に落ちているのを見かけた場合は、近くに姿が見えなくても親鳥が世話をしていますので拾わないようにしましょう。

熊本県では、5月10日からの1か月間を指導取締強化月間と定め、違法捕獲等の防止に取り組んでいます。野生鳥獣または鳥類の卵は、鳥獣の保護および管理並びに狩猟の適正化に関する法律により、狩猟による捕獲、許可を受けた人以外は、原則としてその捕獲、殺傷または採取が禁止されています。県民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

なお、野生鳥獣（メジロ、ホオジロなど）の愛がん飼養目的の捕獲は、鳥獣の乱獲を助長するおそれがあることから許可していません。

ただし、平成24年3月31日までに、許可を得て捕獲し飼養登録済みの個体は、更新手続きを行うことで、引き続き飼養することができます。

詳しくは、南関町経済課、または熊本県県北広域本部玉名地域振興局林務課にお問い合わせください。

問 経済課農林振興係 ☎57-8504

熊本県県北広域本部玉名地域振興局林務課
☎0968-74-2138

令和6年度 第12回 教育委員会定例会

令和7年3月14日、「令和6年度第12回教育委員会定例会」を開催しました。

（議事内容）

- 経過報告と今後の行事予定
- 管内教育長校長合同会議について
 - ・管内にて不祥事が発生している→各学校にて研修・協議を必ず行うこと。
 - ・超過勤務について
- 町関係・当面する教育上の諸問題について
 - ・不登校の状況について
 - ・3月定例議会（教育関係）について
 - ・教育支援センターについて→要項等の見直し
 - ・教育大綱に基づく施設等の評価について（後期）
 - ・R7年度南関小・中学校業務改善の方針・計画について
 - ・南関町学校教育基本方針構想について
 - ・R7年度南関町教育委員会重点取組について
- その他
 - ・今後の予定について
 - ・南関四小トイレ改修工事の事後評価について

なお、議事詳細については議事録の開示を行いますので、教育家学校教育係までご連絡ください。また、教育委員会定例会は傍聴することができます。

問 教育委員会 学校教育係 ☎53-0201

2025年5月26日 改正戸籍法施行

戸籍にフリガナが記載されます

2025年5月以降（※）

本籍地の市区町村から
戸籍に記載される予定の氏名の
フリガナの通知が届きます

2026年5月以降

通知されたフリガナが
戸籍に記載されます

（※）2025年5月26日時点で南関町に戸籍のある方を対象として通知の作成を開始します。

皆さまのお手元に通知が届くのは6月～8月頃となる見込みです。

Point

通知されたフリガナをまず確認！

誤っている場合は届出をしてください。

マイナポータルでオンラインでの届出もできます。

正しいフリガナが通知された場合は、
届出をしなくても
戸籍に記載されるから安心!!

【詐欺にご注意ください】

フリガナの届出に
手数料はかかりません。

届出をしなくても
罰則はありません。

フリガナのルールができます
詳しくはこちら→



戸籍制度マスコットキャラクター
コセキツネ

問 税務住民課 住民係 ☎57-8502

南海トラフ沿いで想定されている大規模地震や津波に備えましょう

南海トラフ地震は概ね100から150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震で、前回の発生からすでに約80年が経過し、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高い状態です。

南海トラフ沿いで大きな地震などが発生すると、南海トラフ地震の発生可能性が平時より高まると考えられます。このため、南海トラフ地震の想定震源域周辺でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合などには、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。

この情報が発表されても南海トラフ地震が必ず発生するとは限りませんが、突発的な地震に日頃からしっかり備えるとともに、情報が発表されたら、「日頃からの地震への備えの再確認」に加え、すぐに避難できる態勢の維持などの「特別な備え」をお願いします。地震発生後では津波からの避難が間に合わない可能性のある方々は、自治体からの指示に基づき1週間の事前避難が必要となることもあります。

また、「南海トラフ地震臨時情報」が発表されなくとも大規模地震が発生することがありますので、日頃から家具等の固定や避難場所・避難経路の確認等を行い、地震に備えておきましょう。（内閣府・気象庁）

詳細は右記QRコードよりご確認ください。



問 総務課 消防交通係 ☎57-8500